

大津市介護人材確保連携会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における介護人材の確保、介護現場での定着等に係る施策又は事業を検討するに当たり、関係機関等から意見を聴取するため、大津市介護人材確保連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項についての意見の聴取を行う。

- (1) 介護人材の確保に係る施策又は事業に関する事項
- (2) 介護現場での定着等に係る施策又は事業に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(構成員)

第3条 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 滋賀県老人福祉施設協議会大津ブロックから選出された者
- (2) 一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会から選出された者
- (3) 大津市介護サービス事業者協議会から選出された者
- (4) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会から選出された者
- (5) 大津商工会議所から選出された者
- (6) 大津公共職業安定所から選出された者
- (7) 滋賀県職員のうちから選出された者

(会議)

第4条 連携会議の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当所属長」という。）が招集する。

- 2 庶務担当所属長は、構成員のうちから、座長及び副座長を指名することができる。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が会議の進行を行う。
- 5 庶務担当所属長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。